

防衛大臣宛「岩国基地の機能強化に関する公開質問状（再質問）」（5月18日付け）に対する回答

6月21日（水）10:00～11:30

中四国防衛局 基地政策室長 大堀

調達計画課課長補佐 山之内栄徳

（口頭回答）

1. F-35B ステルス戦闘機の配備

今回のF-35Bの出火事案に係る原因、再発防止策等については、米軍から文書による情報提供を受け、電話等による補足説明もありましたが、その詳細を明らかにすることはできません。今回の事案に関し、米側は、調査及び再発防止策など、事故後とりうる最大限の措置を取っていると考えており、F-35Bの岩国配備に関し、安全性について特段の問題はないと考えています。

2. 空母艦載機の移駐について

（1）厚木基地周辺の苦情件数について

厚木基地周辺住民からの苦情件数の増加については、様々な要因があり一概にお答えすることは困難です。防衛省としては、航空機による騒音は周辺住民の方々にとり深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要であると認識しています。これまでも、米軍に対し地元行事等に対する配慮や、航空機騒音規制措置を遵守するよう要請しています。今後とも、米軍に対し同様の働きかけを通じ、飛行場周辺住民の方々に見える影響を最小限にするよう努めていきます。

（2）騒音予測コンターについて

① 騒音の違法性について

判決における自衛隊機及び米軍の飛行、そして差し止めにかかる国の主張については裁判所の理解が得られたものと理解しています。また、騒音被害に対する国の主張については、過去分の損害賠償請求の一部が認められた点については、厳しい判断がされたものと受けとめています。岩国基地周辺住民の方々が、安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると認識しており、防衛省としては、騒音の軽減が図られるよう引き続き努力していきます。

② 飛行コースについて

航空機騒音予測コンターにおける飛行経路については、滑走路移設事業に係る環境影響評価の際に想定した飛行経路と同様のものとなる見込みであり、このことは米軍にも確認しています。また米軍からは、現在の飛行経路については、航空機が通常滑走路を離陸してから着陸するまでできる限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると説明を受けています。防衛省としては、現在の騒音状況から見ても航空機は日米間で確認した飛行経路を概ね飛行していると理解しています。空母艦載機が移駐し、岩国飛行場の運用が安定した後において、騒音の調査を実施し適切に対応する考えです。

③ 飛行回数について

1年間を通じた日別の飛行回数については、お示しをすることは困難です。また、標準飛行回数の考え方については、自衛隊の飛行場が民間空港と異なり、日々の飛行回数の変動

が大きいことを考慮して、1日の飛行回数の多い方から数えて10パーセントにあたる日の飛行回数を1日の標準飛行回数としています。

(3) 愛宕山の米軍住宅建設について

① 愛宕山用地等の米軍への提供について

国有財産管理法第7条に基づく関係行政機関の意見聴取については、このたびの愛宕山用地の提供時を含め、現在までに、関係都道府県及び市町村長の意見を聞いた事はありません。

② 法面工事について

当局が平成25年度に実施した愛宕山用地における法面の調査は、用地の適正な財産管理を図るとともに、周辺住民の安全を確保する観点から、ボーリング調査を約80メートル、地質調査を約30万平米行い、表層破壊、落石、盛り土の斜面の危険性と保全対象の重要度を総合的に評価し、対策を行う必要があると想定される区域を選定したもので、その結果については、当局ホームページに掲載しています。また、工事の実施にあたっては、関係法令を遵守し、環境アセスメントの取り扱いについても山口県と協議を行い、関係法令等に照らし合わせて適切に対応しているところであり、当局が環境アセスメントを実施することは考えていません。

(4) 岩国市長の対応について

① 再編交付金の交付要件

再編交付金は、再編特措法第6条の規定に基づき、再編による新たな部隊の配置や新たな訓練の実施などによる住民生活への影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、再編の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じて交付することとされています。再編の進捗状況については、再編特措法施行規則別表第8に示されており、環境影響評価または施設的设计のための調査を行っている段階、施設の工事を行なっている段階、などとされています。また、再編の受け入れについては、米軍再編について一定のご理解をいただき、再編の円滑な実施にご協力いただいている基盤が整っていることが要件となっています。岩国市においては、平成20年3月12日に岩国市長が防衛大臣に対し「米軍再編の円滑かつ着実な実施の必要性は基本的には理解し、協力すべきものと認識している」旨表明されたことから、同年3月21日、岩国市を再編関連特定周辺市町村に指定したものであり、防衛省としては、その後についても、米軍再編に対する岩国市の姿勢に変わりはないものと理解しています。岩国市においては、空母艦載機の移駐について一定の理解を示しているものの、当該移駐受け入れの判断は、国に要望している地域振興策、安全安心対策についての国との協議の先にあるとし、移駐について最終的な判断をしていないものと理解しています。

② 容認しない場合の対応

仮定の質問についてについてお答えすることは困難ですが、防衛省としては、今後とも、空母艦載機の岩国への移駐について、地元の皆様に丁寧に説明しご理解が得られるよう取り組んでまいります。

(南部さんからの追加質問)

① 愛宕山に建設中の米軍住宅について

- ・ 2階建て一戸建て住宅の建設戸数
- ・ 間取りと坪数

- ・地下室の有無と付帯設備
- ・概算の建設費用（一戸あたり）

② 米軍住宅エリア

既に投じた総建設費用（概算で結構です）

愛宕山に建設中の住宅についてはすべて鉄筋コンクリートで、262戸です。そのうち一戸建て住宅の建設戸数は72戸。間取りは、3LDKと4LDKです。1戸あたりの大きさについては約140から160平米です。地下室はありません。ごく1部の床下には、給排水配管など維持管理以上のスペースがあります。

1戸当たりの建設費用については算出していません。その理由としては、住宅にはさまざまなタイプがあり、工事の発注も、種別とか工区ごとに分割しています。1戸当りの費用を算出することは容易でないため、特に算出しておりません。また、屋外の給排水工事など全体に関わるものや、運動施設に必要な工事もありまして、これを分けることは合理性がないから、算出することは困難であります。

米軍住宅エリアにこれまでにかけた経費の総額は、住宅と運動施設エリアについては、両地区を共有するような排水管等もあります。これを分けることができませんので、出していません。愛宕山地区における総工事費については、平成29年5月末現在で、約510億円となっています。

（北朝鮮問題）

空母艦載機の岩国への移駐は、アジア太平洋地域における安全保障環境が一層厳しさを増す中、政府としては、米空母や艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保し、日米同盟の抑止力を確保するためにも必要であると考えているので、移駐を計画どおり行うこととしています。他方、弾道ミサイルの脅威に対しては、我が国自身の弾道ミサイル防衛システムを整備するとともに、日米安保体制により、抑止力対処力の向上に努めることにより、適切に対応することとしております。このうち、我が国の弾道ミサイル防衛システムについては、海上自衛隊のイージス艦から発射される迎撃ミサイルSM3による上層での迎撃とともに、航空自衛隊の地上配備型迎撃ミサイルパック3による下層での迎撃を組み合わせ、多層防衛によりわが国全域を防衛することとしています。また、日米安保体制による対応については、平素より、日米間では弾道ミサイル防衛に関して緊密に連携しており、例えば、米軍の早期警戒情報をはじめとする情報の密接な共有、米軍のイージス艦やパック3のわが国への展開配備を進めてきております。いずれにせよ、防衛省としては、今後とも空母艦載機の岩国飛行場への移駐について、地元の皆様に説明しご理解を得られるよう取り組んでまいります。

（質疑）

1. F-35Bの事故について

○防衛省として単に書面のやりとりではなく、改善した点に関するデータをきちんととっているか確認したい。

→それについては、文書等で確認しているもので、それ以上は言えない。

○その改良点について、防衛省として確認しているのか

→現地で見たわけではなく文書等で説明を受けたということ。それと現在通常に運用していること。

○米軍の説明を聞いてそれで了解したということ。それでは確認してるということにならないと思うが。

→米軍自身がそこは責任を持って確認しているのでは。

○専門の技官の方が防衛省として確認してるのかどうか

→防衛省にも装備を担当する技官がいますので、そういう人が、確認していると思う
○問題が起こったときに、どの局の誰が米側と窓口になって折衝しているのか
→本省の地方協力局と横田の在日米軍司令部が窓口になる。

2. 艦載機の移駐

(1) 苦情件数

○苦情件数が増えているというデータを見れば、当然防衛省として何らかのアクションを取っているはず。その対策を聞きたくて質問している。ノーアクションだったということか。

→他局の話なので、実際にお話ししたことしか言えない。どういう対策をしたかということ、南関東防衛局からはっきり教えてもらえない。空母艦載機がいるから騒音が増えているというものでもない。通常の訓練の中でも、あそこは大きな基地ですから、騒音が激しいこともある。この何百件の苦情が空母艦載機に伴うものであるとは一概に言えないことが大前提にある。南関東でも騒音があれば、機会あるごとに米軍に要請をしている。

○苦情が増えても特別の対応をしていないということなのでしょうね。

(2) 騒音予測コンター

① 騒音の違法性

○基地のフェンスの外で違法な騒音があれば、それは違法だね。航空機の環境基準があり、あの規制値を超える騒音がフェンスの外でしていれば、環境基準に違反する騒音であると

→そういう基準内に抑えるよう、住宅防音工事をしている。経過措置も認められていて、まず段階的に減らしていくように、その措置を今第一種区域でやっている。

○基地の外で聞こえる音が環境基準を超えた音なら、それは違法な騒音ですね。

→違法かどうかは分からないが、基準があるので、それを守らないわけにはいかない。そのためいろいろな手段が認められていて、それは目指して住宅防音工事を行っている。

○違法と認めているから、国の指導のもとに暫定的にも防音工事をやることにより、その違法を抑える措置をやっているのではないか。

→違法ではなく、そういう騒音を軽減するためにやっている。

○違法の発生源を抑えることができないから、やっているわけでしょう。

民間の工場でも、騒音を出さないよう防音壁を設けたり、消音装置をつけたりとか、いろんな措置を取る。違法性を認めているから暫定的にでもやっているのではないか。

外で基準に反する騒音が発生していれば、それは基準が守られていないということですね

→基準が決められているのは事実だが、騒音がそこに行くように措置をなささいということになっているので、そういう措置はとっている。

○基準の中では速やかにと書かれている。速やかにとはどれくらいの期間なのか。

→それは、担当ではないし具体的には言えない。

○法律論ではなく、環境基準に示されている音が、フェンスの外で聞こえる、いわば、フェンスが境界ですかと聞いてるだけで、工場の中では良くても外では基準を超えれば違法ということになるわけじゃないか。

→現実、それを超えているかもしれないけれども、要は減らすようにいろいろ政策をやっている。

○環境基準はフェンスの外では守られるべきであるということでもいいですね。

② 飛行コース

○私は平田梅ヶ丘の陸上部に住んでいます。最近飛行機による騒音が激しくなった。モデルもあるのでありますが、それ以外の飛び方も実際にはあるわけで、騒音コンターの図面は海上部分の飛行コースしかなくて陸上部には全然ないわけです。今後、標準的にはそうかもしれないが、陸上部には人が住んでいるわけですから、コンターについても、それに配慮したような書き方を是非してほしい。

→これから移駐して、運用が安定してくれば、騒音の調査を再度実施して、適切に対処したい。

○私は、今日の回答については全面的に受け入れできません。まず、環境影響評価の標準飛行コース、概ねこの飛行コースで飛行していると言われたが、昨日もとてもうるさかった。夕方の食事中も飛行しました。もう85は超えています。南北に飛んで、阿多田島付近で海側に旋回する。過去も現在も、そこだけの飛行では無い事は明確ではないか。市街地上空も飛んでいますし、こんな回答してほしいくないです。実態を把握していないのか、それとも嘘を言っているのか、私としてはそうしか思えない。実態をよく把握して対応していただきたい。

③ 飛行回数

○どうして日別の飛行回数は出せないんですか。秘密なのですか

→部隊の運用上の話もあるので出せない。

○それでは、コンターの根拠が何もわからない。コンターの元データです、それから10パーセントで400回といわれても、根拠が全くわからない。そんなことでは、コンターの信頼性がないと思う。

→飛行回数は、部隊の運用上の問題で明らかにできない。コンターを作るときには、音の専門家に相談して作成している。そこまでしか言えない。

○艦載機が移駐してきたらどういう騒音になるのかということ想像する上でも、何らかのデータは欲しい。日別のデータを全部出せないのなら、艦載機がいる間の3ヶ月間のデータとか、1ヶ月の平均データとか、出して下さい。

→上から10パーセントの飛行回数をとっている。民間の場合には、確か半分のところをとっている。どこかで線引きしなければいけない。民間の場合と比べてかなり高いところにいるので、ご理解願いたい。

○ただそれを言うと、艦載機がいる半年といない間とでは、飛行回数はかなり違うのではないか。私たちが実際に感じる騒音は年間平均ではない。3ヶ月間ものすごい騒音があつて、あと静かになつても、この3ヶ月間が大変。年間平均ではない。艦載機がいるのといないと合わせて10パーセントだとすると、艦載機がいる間だけの10パーセントと比べると低い値をとっているのではないか。

→データとしては1年間なので、その中の10パーセントなので、艦載機がいる間のデータも入っている。

○例えば、艦載機がいる間のコンターを作るとするとその上から10パーセントと、1年間の上から10パーセントでは飛行回数が違ってくるのではないか。我々が気にするのはあくまで艦載機がいる間の騒音であつて、その間の回数がどうなるかを知りたい。日別のデータの全部は出せないというのなら、艦載機がいる間の月別の平均とか、いないときの月別の平均とか、そういうデータを出して欲しい。お願いしておく。

(3) 愛宕山

① 地元の意見聴取

② 法面工事

○今まで地元の意見聴取を行ったことは、1件もないということか。

→その通りです。

○防衛省としては、住民生活への影響が軽微だから聴取しなかったということか。

→もともと、住宅団地を作る予定だったので、それと比較して、米軍の家族住宅ができて同じ状況であり、そういう実態からして影響が軽微であると考えている。

○元々は、法面の工事はしないという約束だったと思う。法面をいじらない、工事をしないから面積的に環境アセスメントはいらないと説明されてきた。

→あれは、保全工事なので、造成とはまた別のもの。財産管理のために必要な工事としてやっている。

○だけど、法面はいじらないということになっていた。間違いなくそうだ。ところが、今、法面はひどいことになっている。あれだけ工事をやって、周囲の住民に影響がないとどの面下げて言うのか。

→法面をやらないと言う意味は、造成と言う意味です。

○同じことではないか。少し説明がおかしいのと違う。日本人の住む住宅が米軍住宅に変わっただけだからあまり影響がないと言ったが、あそこの土地は岩盤がきつくて安定しているから、法面はいじらないということになっていたはず。法面を検査したら弱いから工事をしたという説明だったが、そこも腑に落ちない。あの土地は、昔からずっとああいう状態だったわけだから。崩れるわけがない。

→ただ、一部県の危険地域、急傾斜地になっているはず。

○急傾斜危険地域は確かにあるが、一部でしかない。

→平成25年に法面の調査をしていて、それに基づきやっている。調査した結果が出たので、それをやらないと言うわけには行かない。

○あの法面の下にひとが住んでいる。今までは緑の山だったが、それが急にコンクリートの壁になった。非常にグロテスクな状態になっている。住民説明会はきちんとやったのか。下にすんでいる住民に、きちんと説明したのか。

→回覧などで周知しています。

○すぐ下の自治会長などに話を聞いたが、説明は一切ないと言っている。私も歩いていて、工事のチラシのようなお知らせが入っていたが、それは単なるチラシであって、どうして必要なのか、どこまで工事するのかということなど、あれだけの工事するのであれば、きちんと住民に説明して理解を得る努力をしなければいけない。土地の評価も随分下がると思う。これまでは緑の山の下がいい住宅地だったのに、今はものすごい崖になって、いくら法面を保護するといったってあんな何十メートルもある崖を全部崩して、コンクリートで固めることは、住宅造成など普通の工事では考えられないこと。異様な姿になっている。住んでる人たちにとっては、環境が激変して、土地の値段はかなり落ちると思う。そういうことも含めて、地元の人たちに必要性などきちんと説明すべき。市役所や県にもほとんど説明してないのではないか。

→一応、地元にも説明しているという認識です。

○自治会長だけに説明してもいるかもしれないが、真下にいる住民は何も聞いてないと言っていた。説明会もなしに突然工事が始まって、いろいろ抗議してる間にどんどん進んで終わりかけてる。確かに、急傾斜の危険地域もあるが、県が急傾斜の工事をする場合に、あんなことはしない。5mから10mぐらいコンクリートで固める工事はよくやるが。何十メートルの山を切り崩す工事は異常。アメリカ軍の要請で、セキュリティでやったとか思えない。

→過去に根岸の住宅で崩落事故があって、それ以後、こうした対策工事が行われるようになってる。何かあってからでは遅いので事前の工事をする。

○ボーリング調査をして危険だというのであれば、きちんと説明すべき。最初愛宕山開発をするときの住民説明会に防衛局が配った資料の中に地図があり、周辺が緑地帯になって

いて、一番下に、この緑地帯は最大限保全していくと書いてある。その緑地帯が大幅に削られているわけだから。

○地元の意見聴取を1件も行っていないということだったが、過去何百件も、米軍に提供した経緯はあると思うが、それらすべてが政令で定める軽微なものに該当するということが意見聴取をしなかったと考えていいのですね。法律を守る気はないのか。全部調べたらとても軽微ではないものもいっぱいあると思うが。そんな回答でほんとにいいのかな。フェンスが張られて治外法権になる米軍住宅と普通の住宅ができるのとでは、まちづくりや市民生活に与える影響は、全然違う。もともと住宅団地だったから軽微と考えたというのは、法律を曲解し、あまりにもご都合主義ですね。

そういう解釈をして意見聴取しないということを、事前に岩国市や山口県と協議したのか。

→国有財産管理方法に基づく協議はしていない。

○事前の意見聴取をしないという判断をするにあたって、事前に、地元自治体と事実上の話し合いをしたのか。

→それについては、承知していないが、法から言えばそういう必要性はない。

○そういう協議を行ったのか、その時期や内容について質問しているのだから、答えてほしい。

→色々話し合いはされたと思うが、これについてお答えするのは控えさせていただきます。

○一言言いますが、あの法面の部分は、米軍の領域と日本との境界線ですね、日米が仲良くしましょうよということであれば、やはり住民にきちんと説明してお互いに、納得してやっていかないとね、あまり影響がないから説明しないと、そういうしゃちほこばった説明しかしてないと日米関係うまくいかない。防衛省としてもその辺に十分配慮して行動する必要があると思う。

○どうして法律の規定に基づいてきちんと意見聴取をしないのだろうか、岩国であれば、意見聴取をすれば、地元ははいOKですと回答が返ってくると思う。そしたら誰からも文句いわれないで済むことなのに。まだ1件も意見聴取していないということは、そもそも、この法律を守る意思がないのかなと思う。

○私自治会の仕事しているが、工事とか何かみんな決まった後で、どうしようもないような状態の中で自治会説明がある。時間をかけて計画をされるわけだから、住民に理解を求めることを少なくともしていただきたい。

行政は特に、住民の模範となるようにしていかないと、うまくいかない。

(4) 岩国市長の対応

○再編交付金には、4つ要件があったと思う。その第1要件に、確か再編の受け入れと書いてあったはず。2番目は、環境アセスメントをする、3番目は工事に入る・・・、最後が移設の完了。4つの要件があったと思うが、第1要件は、何と書いてあるか。

→省令には、再編関連特定市町村に指定されたことと書いてある。2番目が施設整備のための事前調査に着手した段階、3番目が施設整備工事に着手した段階、

○受け入れを容認した団体が指定されるのでしょうか。

例えば、名護市などは、指定されていないはず。

指定される要件として、我々が聞いたのは、「再編を受け入れる」ということ。それによって指定され、交付が始まると。踏み絵を踏ませると当時言われたが。つまり、容認しな

ければ出さないと端的に言われた。そういう資料があるはずだが、それを出していただけないのか。

→その資料については、よくわかりません。

○さんざん国会でも答弁されて、私たちも防衛省の作った資料で説明を受けているのに、特定市町村に指定されるということではよくわからない、その指定の要件が再編の受け入れでしょ。再編の受け入れと環境アセスと工事が実施されること、4段階に分かれて説明を受けたその資料も探せば出てくるはず。

岩国市も特定市町村に指定されたということですね。理解と協力を表明したからということで。理解と協力というのは、容認よりも前に進んでいると思うが。

(南部追加質問)

○民間に発注するときこの建物はいくらだという契約があるはず。住宅の単価がわからないというのはありえない。そんな大雑把な発注の仕方をするのか。

→図面で発注するが、それも職種ごとだったり、

○1戸いくらという積算をやって、見積もりが出てくるはず。

→10戸とかまとめて発注したり、職種別に分割して発注している。上ものの発注、施設の発注、土木の発注、電気の発注、

○そういったって、大体大雑把な積算が出ないわけない。平米単価をかければ、この家は5,000万円とか、1億円とか出るわけでしょう。

→そういう出し方をしていないので、お答えすることはできない。

○要するに、防衛省は出したくないのだ。

噂によれば、1億円かかっているという話が流れてしまう。私も山の上に上がって写真を撮った。これくらいかかるねと思った。業者を連れていけば、だいたい見積もり出ますよ。そんなのは隠さないで、出したほうがいい。

→隠してるわけではないので、算出していないので出せないということ。それと、算出する必要がない。

○防衛省が、いい加減な仕様書を出しているとしかおもえないし、それでは、見積もりが出てきたときに査定のしようがない。

→防衛省として、それなりに積算していて、建築建築関係、電気関係、通信関係、などに分けて積算している。

○そうしたものは別にして、建屋だけはいくらぐらい。

→いや、建屋の中で照明とか空調とかわけている。また、低く受注したら金額も下がる

○それだったら、1棟、1億円ぐらい、または5千万円か。

→ホームページに、落札状況は出ています

○そういう噂は一人歩きする。きちんと中身を説明すればみんな納得するが、全部隠すと、尾ひれがついてしまう。誤解を解くためにも、概算の数字を教えてくださいと言っている。全体で、野球場とかも入れて520億円だね。

追加でお願いしたこともあったので、出せる範囲でよろしく願います。

今日は、ありがとうございました。